

発議第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元を図るための予算措置を求める意見書案

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための予算措置を求める意見書を内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣宛て提出するものとする。

平成27年8月31日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

井上直樹

姫田高宏

山本忠相

林 隆一

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1
復元を図るための予算措置を求める意見書案

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数の多い状況が続いている。

しかしながら、平成13年度から実施された第7次教職員定数改善計画が終了した後9年もの間、国による改善見直しがなされていない。自治体が安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要であると考えます。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、自主財源による定数措置を行っているが、そもそも定数改善は国の施策であり、国が責任を持って取り組むべきである。

子どもたち一人一人へのきめ細やかな対応や、学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。日本語指導を必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校など喫緊の課題もあり、その解決に向けた少人数教育の推進を含んだ計画的な教職員定数改善が必要である。

平成17年10月26日、中央教育審議会が出した「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」には、「現行の負担率二分の一の国庫負担制度は、教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。」と記され、政府に答申された。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、自治体の財政を圧迫し、非正規教職員も増加するに至った。子どもの豊かな学び・主体的な取り組みを保障するためにも、教育環境の充実が一層必要である。

よって、国においては、以上の観点から、平成28年度予算編成において、下記事項が実現されるよう求めるものである。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。